

共済組合が実施する 特定健康診査のご案内

平成 22 年度もメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査と特定保健指導を共済組合において実施します。

● 特定健康診査とは？

平成 20 年 4 月から医療構造改革のひとつとして、共済組合等の医療保険者に対し義務付けられた、糖尿病等生活習慣病の原因とされるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した、とても重要な健診です。この健診結果をもとに、内臓脂肪症候群の該当者およびリスク保有者を選定し、個別に生活習慣（食生活・運動等）を見直すための取り組みである「保健指導」を実施することとなります。

対象者

40 歳～74 歳までの
組合員及びその被扶養者または任意継続組合員及びその被扶養者

ただし、次の場合は特定健康診査の対象となりません。

*妊産婦	*年度の途中で他の保険者と当共済組合との間で異動があった者
*刑務所入所中の者	*船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
*海外在住の者	*病院または診療施設に 6 月以上継続して入院している者
*法に定める障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設等へ入所している者	

※年度途中で 75 歳に到達された方は、後期高齢者医療制度での「健康診査」の受診となりますので、特定健康診査受診券による特定健康診査を受診することができません。

特定健康診査検査項目

問診（質問）、計測（身長、体重、標準体重（BMI）、腹囲）、身体診察、
血圧測定、血液検査（肝機能、脂質、代謝系）、尿検査
※貧血検査・心電図検査・眼底検査については、医師の判断に基づき選択的に実施する項目

● メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは？

メタボリックシンドロームは、動脈硬化を促進し、心筋梗塞や脳梗塞、糖尿病の悪化を招く要因とされております。内臓脂肪型肥満を中心に、血圧値（高血圧予備群）、血中脂質異常（高中性脂肪血症と低HDL血症）、高血糖（糖尿病予備群）のうちいずれか 2 つ以上該当すると、メタボリックシンドロームと診断されます。

特定健康診査の受診方法

組合員	① 事業所（所属所）の定期健康診断を受診する。 ② 共済組合が助成する人間ドックを受診する。
被扶養者	① 共済組合が発行する特定健康診査受診券で、指定の医療機関等※で受診する。 ② 共済組合が助成する人間ドックを受診する。 ③ パートタイマー等で勤務先の事業所が行う定期健康診断を受診される場合で、健診結果データの提供をいただけるのであれば、特定健康診査の受診があったものとみなします。その際は、健診結果（写）と質問表（写）を共済組合に提出していただくこととなります。
任意継続組合員 および その被扶養者	① 共済組合が発行する特定健康診査受診券で、指定の医療機関等※で受診する。 ② パートタイマー等で勤務先の事業所が行う定期健康診断を受診される場合で、健診結果データの提供をいただけるのであれば、特定健康診査の受診があったものとみなします。その際は、健診結果（写）と質問表（写）を共済組合に提出していただくこととなります。

※共済組合が指定する医療機関等については、受診券を配布する際にお知らせします。

- 特定健康診査にかかる自己負担はありません。
- 特定健康診査受診券にて指定の医療機関等で受診される場合、事前の予約が必要となる場合がありますので、ご注意願います。また、受診に際しては、受診券と共済組合が発行している組合員被扶養者証・任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証のいずれかを、指定の医療機関等の窓口へご提出ください。(質問票は、医療機関等で用意されます。)

● 特定健康診査受診券

受診券は特定健康診査の対象となる40歳から74歳までの組合員の被扶養者、任意継続組合員およびその被扶養者に対し毎年発行し、当該年度内の有効となります。

なお、事業所(所属所)の定期健康診断を受診する組合員及び人間ドック受診者については当該受診券の発行はいたしておりません。

受診券には受診者氏名等が印刷されており、ご本人のみ使用できます。また、特定健康診査を受診される前に組合員被扶養者、任意継続組合員およびその被扶養者の資格を喪失した場合には受診券が使用できませんので、受診券とお持ちになっている各証とあわせて共済組合に返納していただくこととなります。

特定健康診査の受診はお早めに！

特定健康診査受診券の有効期限は平成23年3月31日となっていますが、健診結果によっては保健指導(6ヶ月間)を受けていただくこととなりますので、お早めに受診いただくようお願いします。また、共済組合が助成する人間ドックを受診される方にも同様に、お早めの受診をお願いします。

団体信用生命保険(だんしん) 及び 債務返済支援保険の中途加入の募集のご案内

～現在、共済組合の貸付金を借り受けている方へ～

団体信用生命保険(だんしん)事業は、共済組合の貸付金を借り受けている方が、その貸付金の償還中に、万一、死亡または高度障害となった場合、その貸付金の債務残高を保険金で相殺することで、ご本人やその家族のために退職手当等の財産を確保することを目的とした保険制度です。

また、債務返済支援保険制度は、共済組合の貸付金を借り受けている方が、その貸付金の償還中に、万一、病気やケガでやむなく長期間休まれた場合(就業障害)に、休まっている間、貸付償還金相当額の保険金をご本人に支払われる(30日間の免責期間経過後も引き続き休職している場合、最長3年間)ことで、貸付金の償還を気にすることなく、安心して治療・療養に専念できることを目的とした保険制度です。

本年も、この団体信用生命保険及び債務返済支援保険に未加入の方を対象に、中途加入要領に基づいて中途加入の募集を行いますので、ぜひご加入ください(すべての貸付け(高額医貸付および出産貸付を除く。)が対象になります)。

ご加入を希望される場合は、平成22年9月24日(金)当共済組合必着となりますので、各所属所の締切日につきましては、共済事務担当課へお問い合わせください。

なお、中途加入要領や締切日等の詳細につきましては、当共済組合ホームページをご覧ください。

